平成17年度介護保険法改正

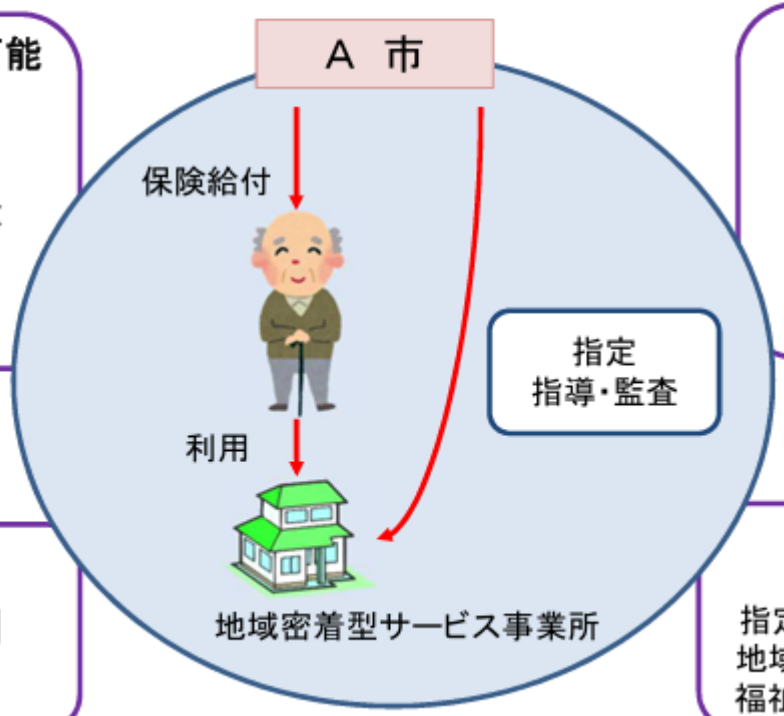
資料2―1

地域密着型サービスの創設

要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝地域密着型サービス）を創設

1：A市の住民のみが利用可能

○指定権限を市町村に移譲
○その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能



2：地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それらをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

3：地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定

4：公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には地域住民、高齢者、経営者、保健・医療福祉関係者等が関与

引用元：地域密着型サービスの概要（平成29年3月30日（木） 関東信越厚生局）